



# 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関する ワーキンググループ（第1回） における構成員からの主なご意見

---

2023年2月21日  
事 務 局

<b>意見募集（案） 全体について</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ まずしっかりと多様な意見を聞くことが非常に大事だと思っており、例えば事業者サイドにしっかりと意見を聞く、資料にも若い人が相対的に多いというコメントもあったが、そのような若い世代、誹謗中傷を受けるような世代、当事者にしっかりと意見を聞くような仕組みをぜひつくっていただきたいと思う。【伊藤構成員】</li><li>■ 議論で特に念頭に置く対象事業者、対象情報について、いろいろな文脈や場合が、やや混在しているように思う。今後の議論における対象事業者・対象情報のいずれに関しても、焦点がより明確になれば、さらに、そこで問われる利用規約・ポリシーとの関係とは何か、といった点も明確に盛り込んで、御意見をいただくと、大変にありがたく思う。【山口構成員】</li></ul>
<b>意見募集（案） 2について</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ インターネットの特性と情報を拡散し得るプラットフォームサービスの特性、流通基盤の特性について記載があるが、これに追加して、情報を媒介することでサービスをしているプラットフォーム事業者のサービス特性、つまり、情報を流通することで利益を得ているという特性について言及してもいいと思う。【上沼構成員】</li></ul>
<b>意見募集（案） 3について</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 今日のコンテンツモデレーションは、毎日すさまじい量がチェックの対象になるため、人力の部分もあるが、AIを使った自動処理がどのプラットフォームにおいても恐らく必要不可欠になっていると思われる。各社において、例えば1日当たりの審査件数全体のうち、どれぐらいの割合が自動処理で対応されているのか、そもそも自動処理がどういうプロセスで関わっているのかといった点について、より透明化を進める必要があるのではないかと思います。触れてもいいのではないかと思います。モデレーションの仕組みは、一般の市民にとっては非常に分かりにくい、想像しにくいものだと思っている。報道機関のニュース編集の作業のようなものを想像してしまいがちだが、自動処理が入って、非常に機械的、システミックに稼働している部分があるということにより多くのユーザに理解してもらおうという意味でも、そういった点を意見募集で触れていただくのは事業者にとってもプラスに働くものではないかと思います。【水谷構成員】</li><li>■ コンテンツモデレーションの透明性、アカウントビリティについて、モデレーションというのは、最初のほうの脚注でも説明されていたとおり、比較的問題のあるコンテンツを削除したり、あるいは見えづらくしたりといったようなことが中心になってくる一方で、プラットフォームの上では、レコメンデーションのような、逆にあるコンテンツを様々なアルゴリズムなどに基づいて見えやすくする、積極的に流通させる形にするといったようなことの実装が進められている。先日、親会でDigital Services Actの紹介をしたときに、山本龍彦先生から、プロファイリングやそれに基づくターゲティング広告の論点を御指摘いただいたが、そのようなレコメンデーションやプロファイリングの観点はこの技術の中でどのように考えていくのかというのは一つ論点になり得ると感じた。【生貝構成員】</li></ul>

## 意見募集(案) 3-1について

- 小規模は、まずは対象外だよねとは読み取れないように、特に「限って」という下から2行の言い方ではなくて、まずは大手を対象として考えていって、そこから全体の向上を目指すんだと読み取れるとありがたいなと思う。【山根構成員】
- 「違法・有害情報の流通が多い大規模なサービスに限って」という表現について、どこからが大規模なのかという判断もあろうかとは思いますが、これからどんどん大きくなっていくところもあると思うので、できるだけ広く、網をかけるような形の記載の仕方のほうがよいと思う。【清水構成員】
- プラットフォーム事業者かどうかという問題はありますが、サーバ事業者に対しても何かしら規制をかけるほうが本来はいいとも考えている。【清水構成員】
- 小規模事業者や、立ち上がりのサービスには、そこまで説明責任というのは、厳しい。フェーズ、会社の規模、何人以上など、例えばそれはユーザ数なのかわからないが、どのようにフェーズを区切って、どこから以上がアカウントビリティ・説明責任を果たしてもらおうかというのは、まさに意見募集すべきテーマと思う。また、サービスの特性というのも論点になると思う。【伊藤構成員】

## 意見募集(案) 3-2(2) について

- 権利侵害という根拠のある削除請求と、プラットフォーム事業者が行っている利用規約に基づく削除請求の区別に関する視点が入ってもいいと思う。「このポリシーごとに」という部分がそういう趣旨まで含むものなのかもしれないが、もし、そうなのであれば、違法だという判断なのか、利用規約違反という裁量的な判断なのかも含めたて公表されるといいと思うので、そういうニュアンスを入れていただければと思う。【上沼構成員】
- ポリシー違反なのか、違法なのかの区別は、DSA等の対比からしても大変重要と思う。【生貝構成員】
- 例えばDSAでは、対応の中央値の時間という表現を使っているが、中央値としてどのくらいの時間がかかっているかといったことを公表に入れていただくこともあり得るのかと思う。【生貝構成員】
- 「削除等のコンテンツモデレーションの実施」に脚注がついていて、「削除は、情報の送信を防止する措置を念頭に置いている」ということで、実際は削除というよりは送信防止措置を念頭に置いているとされています。それはそれで構わないかなとは思いますが、海外事業者の場合にどういった対応が実際取られているかということをご参考までにお知らせしたい。海外事業者の場合、削除ではなく、日本国内からのアクセスが制限されているという形での対応がされることが多い。結果として、サイトにアクセスすれば、その投稿は見られないが、検索エンジンなどのクローラーは、海外のIPを使っている結果、検索結果には表示され続けるという状態が生じる。もし、可能であれば、国内IPからの制限という形なのか、それともそれ以外の方法による表示制限、もしくは送信防止措置という形なのかということも分けた形での報告があると、より正確な実態が把握できるのではないかと思います。【清水構成員】

<p><b>意見募集（案） 3-3について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3-3の評価、運用方針の改善に関係すると思うが、Metaには、監督委員会、オーバーサイトボードと呼ばれるようなモデレーションに対する事後的な外部審査機関が設置されている。「最高裁」と呼び表されることもあり、既に幾つも「判決」が出ている。アメリカのトランプ前大統領のアカウント凍結に関してや、最近だとクロスチェックというプログラムに関して勧告を出している。それに応じてポリシーの見直しをMetaが進めており、独立した外部からのガバナンスというものが機能しているように思われる。他方、Twitterにも、私が知っている限りではモデレーションに関してはTrust and Safety Councilという助言組織があったと考えているけれども、これが一部報道によると現CEOの下で解散されたのではないかとされている。このようなモデレーションプロセスを外部から検証可能にする仕組みの有無というのは非常に重要かと思うので、こういった外部組織がこういったプロセスで検証に関与しているのかという点について、より透明化を進める必要があるのではないかと考えている。【水谷構成員】</li> </ul>
<p><b>意見募集（案） 3-6について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公表していくと透明性が高まっていいと思うが、事業者サイドからするとすべてを公表するのは大変だから、公表義務がかかっているがゆえに狭い範囲で出してくる可能性があると思う。全体としては、モニタリングと公表とがセットになっていて、すべてを公表するのではなく、モニタリングの対象にはなっているが公表はされない部分がどうしても出てきてしまうと思っており、逆にそうしないと実効性のある制度はできないのではないかと考えている。【藤原構成員】</li> <li>■ 加えて、モニタリングについて言えば、サービス透明化法でもそうであるが、官民で情報交換をして、必要な措置等についてざっくりと協議する部分と、きちっと公表していく部分は区別して考えたほうがよい気がしている。3-6のモニタリングの記載に関して、どういうことをモニタリングするか、モニタリングとして何をすべきかということも聞いてもいいと考える。また、何か公表すべき内容で、何がモニタリングの話かということも明確にしてもいいと思う。【藤原構成員】</li> <li>■ モニタリングというのは、例えば、プラットフォームサービスに関する研究会のような行政が主催する形で、しっかりとしかるべきやり方をモニターして議論していく方法もあるし、あるいは様々な民間の主体を含む、それはもしかするとメディアや研究者も含むモニタリングというものをどのようにしっかりエンハンスしていくかということも重要な論点になると考える。例えば、DSAの関係だと、遵守状況に関するデータの共有を当局、あるいは一部の厳しい条件を受けた研究者などに無料で限定的に提供することで、幅広い主体によるモニタリングを可能にしていくための装置も導入されている。まさしく、そういったデータ、そして、そういったものに基づく幅広い主体によるモニタリングなど、誰が行うのかを幅広く考えて議論していくことも重要と感じる。【生貝構成員】</li> </ul>

<p><b>意見募集（案） 4について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報の拡散が起こりやすいという観点、表現の自由の観点が入っているが、先ほど言及したような、そこで利益を得ているという視点が入るのであれば入れていただけるとありがたい。【上沼構成員】</li> <li>■ 対象となる事業者について、特にソーシャルメディアの事業者、既に日本のユーザの多くが使っているのは海外事業者であり、今回の意見募集（案）に含めるかどうかは別にして、より先を見据えた論点として海外事業者が相手であるということについて検討をしていく必要が出てくるのではないかと思います。【水谷構成員】</li> <li>■ プラットフォーム事業者、書き込んだ人、被害者と当事者が3者いる中で、書き込んだ人とプラットフォーム事業者の間には利用規約があってプラットフォーム事業者はその関係性をコントロールできるため、規制のバランスに失敗すると、削除しても書き込んだ人との関係では利用規約によって免責されるからということで取りあえず削除ということになってしまい、言論の自由にはかなりマイナスに働クリスクがあり、かなりセンシティブな問題である気がしている。また、海外事業者と国内事業者がいる中で、制度設計によっては例えば国内事業者はみんな削除するが海外事業者は削除しませんという状況にもなりかねないので、その辺りは気をつけたほうがいいと思う。【藤原構成員】</li> </ul>
<p><b>意見募集（案） 4-1（2） について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 繰り返し投稿するアカウントのモニタリングの視点に関して、プライバシーの配慮も要と思われるため、そのときに検討するべき点などを聞いていただいてもいいのかなと思う。【上沼構成員】</li> </ul>
<p><b>意見募集（案） 4-2（1） について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 削除請求権の明文化について、どこに明文化するのかによっても、意味が違ってくると思っており、現状は、プロバイダ責任制限法に仮に書くとしたら、削除と開示を一緒にできる余地が生まれてくるということで、コンテンツモデレーションとの関係ではあまり意味がないが、実際上の被害者救済という観点からすると意味があり得る。そういう視点があると思うので、もし書けるのであれば、明示してあげたほうが意味があるのかなとも思う。【清水構成員】</li> <li>■ ポリシー違反もないのにアカウント凍結をされてしまった場合に、それを復旧するみたいな話も何かしらの請求の仕組み・救済手続が今後検討されてもと思う。【水谷構成員】</li> </ul>
<p><b>意見募集（案） 4-2（3） について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政庁からの削除要請について、法務省の人権擁護機関という例示があるが、警察庁から業務委託を受けたインターネット・ホットラインセンターも削除要請をしているところ、行政庁からの削除要請に入れていただけたほうがいいのかなと思う。【上沼構成員】</li> </ul>
<p><b>意見募集（案） 4-3（2） について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 裁判外の請求への誠実な対応について、権利侵害性の有無の真摯な検討などの制裁を行うことを求めることは有効と考えられるかというところだが、誠実な対応の中に対応期間について自主的に定めることを求めるということもあり得るのではないかと思います。【清水構成員】</li> </ul>